

指定自動車整備事業者の皆様へ

指定自動車整備事業規則等の一部改正により、指定整備事業者が交付する保安基準適合標章について、**電子適合証を利用した場合** ※の取扱いが変更になります。

※保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合をいう。

【平成31年3月8日施行】

変更点①

- 保安基準適合標章の事業者及び自動車検査員の**押印を省略可能**

変更点②

- 保安基準適合標章の様式を新たに規定
- 従前の様式も使用可能**
(この場合でも、事業者及び自動車検査員の押印を省略可能)

(参考)保安基準適合標章の変更箇所

(保安基準適合標章の裏面)

【従来の様式】

番号		年	月	日	交付
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地					印
次の自動車は道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。					
みほん					
検査の年月日	年	月	日		
自動車検査員の氏名					印
自動車登録番号 又は車両番号					
車台番号					
使用者 氏名又は名称 住所					
乗車定員	人	最大積載量	kg		
用途		車両総重量	kg		
保険期間	年 月 日から 年 月 日まで				

(保安基準適合標章の裏面)

【追加の様式】

番号		年	月	日	交付
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地					①
次の自動車は道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。					
みほん					
検査の年月日	年	月	日		
自動車検査員の氏名					①
自動車登録番号 又は車両番号					
車台番号					
使用者 氏名又は名称 住所					
乗車定員	人	最大積載量	kg		
用途		車両総重量	kg		
保険期間	年 月 日から 年 月 日まで				

(電子申請用)

② (電子申請用)		
年	月	日
交付		

【追加様式の変更箇所】

- ①「印」を削除
- ②「(電子申請用)」を追加